

## 日向市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

平成 28 年 2 月 22 日版

### 【問 1】運営規程の変更について、県宛ての変更届も必要ないのか。

(答)

総合事業は、日向市の事業となるため、現在の介護予防事業の運営規程を参考に、別途、策定をお願いします。みなし指定の場合は、市への提出の必要はありませんが、新規指定の場合は、市への提出が必要です。また、介護予防事業において変更がある場合は、従来どおり、県への変更届の提出をお願いします。

### 【総合事業運営規程(案)】(通所型サービスの場合)

日向市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号通所事業(通所型サービス)運営規程

(事業の目的)

第 1 条 〃が設置する (以下「事業所」という。)において実施する日向市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号通所事業(通所型サービス)(以下、「通所型サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

～(中略)～

(利用料等)

第 〃条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、「日向市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

～(中略)～

(その他運営に関する留意事項)

第 〃条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、通所型サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

～以下(略)～

### 【問 2】

以前の他の情報では、総合事業の対象事業者の方を受け持つ者は NPO、ボランティア団体が行うと聞いていたが、今回の説明会では、介護保険事業者が行うように聞き取れたが、間違いはないか。また、介護保険事業となると、通所介護については、そのまま介護施設を利用することになるのか。

説明会資料 P 1 の「2 目的」の中の通所介護 移行の NPO、民間事業所等と書かれているが、民間事業者とは、何を指すのか。

(答)

介護予防・生活支援サービスに係るサービスの類型は、説明会資料P4、P5のように分類されます。介護予防・生活支援サービスのうち現行相当サービスについては、厚生労働省令に定めるところにより市町村が事業者を指定して実施することとなっています。

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者は、平成27年4月1日に総合事業(相当サービス)の指定を受けたものとみなされています。

なお、通所介護相当サービスの提供場所については、既存の施設を利用することとなります。

多様なサービスのうち、緩和した基準によるサービス及び住民主体による支援に係る提供主体としては、既存の介護保険事業者、民間事業者、ボランティア、NPO等が考えられます。

また、これらのサービスは住民主体の議論を踏まえて整備していくこととしており、現時点において民間事業者が担うサービスや業種などについて個別具体的な検討を行っているものではありません。

なお、当該サービス又は支援は、市町村が定める基準を満たす者を指定し又は委託若しくは補助により実施することとなっています。

### 【問3】

説明会資料P14の「3単価」に「加算・減算については現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様です。」とあるが、現在、算定している加算は3月以降も算定できると考えてよいか。

また、通所型サービス2回数 1月に8回までとあるが、要支援2の方が、3月水曜日を5回利用予定のところ、体調不良等で休んだ為、3回利用となった場合、 $389 \text{ 単位} \times 3 \text{ 回} = 1167 \text{ 単位}$ ということではよろしいか。

(答)

算定できます。

ただし、請求にあたっては、日向市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードを使用してください。

予定と実績のどちらで算定するのかについてですが、ケアプランで位置付けられたサービス内容・回数で算定してください。

この場合は、要支援2の方が、週1回の利用が適当とプランに位置付けられているとすれば、 $389 \text{ 単位} \times 5 \text{ 回} = 1,945 \text{ 単位}$ での請求となります。